

特集「飲酒運転対策プロジェクト」

政府・自治体としての取り組み

地方独立行政法人 大阪府立病院機構
大阪府立精神医療センター
野田哲朗

要約

悪質な飲酒運転事故が起きるたびに飲酒運転の厳罰化が進むが、陰湿な飲酒運転事故の報道は減る気配を見せない。とりわけ2006年の福岡市職員が引き起こした飲酒運転事故後、さらなる厳罰化の世論が厳しくなる中で、国は内閣府を中心に飲酒運転に対する国民の意識改革をすすめる、根絶を図ることを決定した。しかし、アルコール関連問題の専門家らが、飲酒運転の背景にある「飲酒問題」への介入がなければ、飲酒運転の根絶を図りえないことを国に働きかけてきた。こうした動きに応じて、国、自治体では常習飲酒運転者対策を含めた飲酒運転予防施策が行われつつあるが、緒についたばかりというのが現状である。

A. 緒言

近年の被害者感情重視の風潮は、飲酒運転事故被害者も例外ではない。とりわけ1999年の東名高速飲酒運転事故、2000年に発生した神奈川県座間市における飲酒運転、無免許車両による死亡事故では、加害者の量刑が軽すぎるということで、飲酒運転厳罰化の世論が一気に形成され、道路交通法、刑法改正に至ることになった。

しかし、当初より専門家は常習飲酒運転者にはアルコール依存症者が多いと推測しており、厳罰化だけで十分な飲酒運転予防対策が取れないと考えてきた。学会、市民団体の動向を踏まえ、国、自治体の飲酒運転防止の取り組みについて報告する。

B. 総説

1. 飲酒運転厳罰化の世論形成

1999年11月28日、東名高速道路東京IC付近で、飲酒運転の12トントラックが親子の乗る乗用車に追突し大破炎上し、3歳と1歳の女儿が焼死した、いわゆる東名高速飲酒運転事故が発生した。運転手は業務上過失致死罪などの罪に問われたが、下された判決は懲役4年で、判決を不服とし検察は控訴したが判決が覆ることはなかった。

翌2000年に飲酒、無免許、無車検の暴走車に大学生になったばかりの一人息子を失った親が悪質ドライバーの量刑の軽さ、法律に命の尊さが反映していないことを憤り、法改正を求める署名運動が始まった。2001年10月に法務大臣に最後の署名名簿が提出された際には、37万有余の署名となっていた。こうした飲酒運転事故厳罰化の世論を受け、2001年6月には飲酒運転の罰金、罰則を強化する道路交通法改正案、11月には最高刑を懲役15年とする危険運転致死傷罪を新設する刑法改正法案が全会一致で国会を通過した。

その後、飲酒運転に対する厳しい罰則から逃れるために飲酒運転取り締まりの際に行われる呼気検査を拒否する者が増え、2004年11月に罰則が一段と厳しくなった。

飲酒運転厳罰化の流れに更に拍車をかけたのが、2006年8月25日に福岡市職員が引きおこした飲酒運転事故であった。これは会社員と妻、3児が乗った乗用車（RV車）が、博多湾にかかる海の中道大橋で福岡市西部動物管理センターに勤務していた22歳の青年が飲酒運転する乗用車に追突され、橋の欄干を突き破ってそのまま海に転落し、幼い3人の子ども達が水死したものである。悪質であったのは、青年が救護活動をせずに事故車で現場から逃走したうえ、友人の大学生が青年に大量の水を飲ませて飲酒運転の隠蔽工作をしたことであった。警察は隠蔽工作をした大学生を証拠隠滅容疑で、飲酒運転と知りながら同乗していた会社員を道路交通法違反（飲酒運転幫助）の容疑で逮捕。青年は危険運転致死傷罪と道路交通法違反（ひき逃げ）で起訴され、福岡市は青年を懲戒解雇にした。

この事件を契機に、飲酒運転致死罪を逃れようとする隠蔽工作やひき逃げが問題視され、2007年道路交通法が改正され罰則がさらに強化された。さらに公務員が起こした飲酒運転事故であったこともあり、職員の飲酒運転に関して厳しい処分を行う地方自治体が増えることになった。

例えば大阪府では2006年9月13日に「職員による飲酒運転防止の徹底について（通知）」が知事名で出されている。

<飲酒運転に係る標準的な処分量定>

- 1, 酒酔い運転をした職員又は酒気帯び運転で人身若しくは物損事故を起こした職員は、免職とする。
- 2, 酒気帯び運転をした職員は原則免職とする。

上記の他、酒酔い運転又は酒気帯び運転となることを知りながら、運転する者に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗するなどした職員は、免職を含めた処分を行う。

一方、交通法規違反の処分について、人事院の懲戒処分の指針では、

- ア) 酒酔い運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。
- イ) 酒気帯び運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

となっている¹⁾。

公務員の処分は、通常、人事院の交通法規違反の処分の指針にならうことになっているが、飲酒運転を原則免職とするなど地方自治体のほうがより厳しい処分の量定を示す傾向にあることがわかる。

また、2006年に朝日新聞²⁾が主要企業100社を対象にした調査（有効回答89社）では、「事故がなくても事故が発覚しただけで解雇がありうる」という企業が42%に及んでいた。福岡の事故後、飲酒運転の処罰規定を以前より厳しくした、という企業5社、他に15社が「検討を始めた」と回答したとしており、民間企業でも厳罰化の流れが進んでいることが明らかになった。

こうした飲酒運転厳罰化の世論を受け、飲酒運転事故は確実に減少するが、悪質な飲酒運転ひき逃げ事故がマスコミを賑わすようになる。



図1 厳罰化でより陰湿化するメカニズム
(東布施クリニック 辻本作成)

2008年10月21日に大阪市北区のJR大阪駅前交差点で会社員のSさん（30）が車にはねられ、約3キロ引きずられて死亡したひき逃げ事件が発生した。11月5日に逮捕された容疑者は、酒気帯び運転などで免許取り消し処分中であつたことがわかった。同年11月17日には大阪府富田林市でミニバイクに乗った新聞配達中の少年が、車に約6.6キロ引きずられて死亡する事故が発生した。事件発生から約7時間後に逮捕された容疑者は、事故当時、酒気帯び運転をしていたことが発覚し、同年6月には酒気帯び運転で検挙もされていた。

その後も全国で、無免許の飲酒運転、ひき逃げ事件が起き、報道されているが、図1に示すようなメカニズムが、飲酒運転の陰湿化を助長させていることが推測される。そして、その背景に禁酒の継続が困難なアルコール依存症者の問題があると考えられる。

2. 専門家、学会の動向

東名高速飲酒運転事故加害者の飲酒コントロールの喪失とおぼしき飲酒パターンがASK（アルコール薬物問題全国市民会議）のホームページに記載されている³⁾。

「事故の加害者は、トラック運転手という職業ドライバーでありながら、十数年も前から『寝酒』と称した飲酒をした上でハンドルを握ることを繰り返し、数年前からは昼食時にも酒を飲むようになっていた、飲酒運転の常習者でした。

事故当日も、昼食休憩に立ち寄った海老名サービスエリアで、高知―大阪間のフェリーを下船する際に購入した缶入り焼酎（250ml）を飲んだだけでは飲み足らず、フェリー内で飲み残してトラック内に持ち込んでいたウィスキー（約280ml）を2回に分けてストレートで飲み干し、1時間仮眠をとっただけで運転を再開。酩酊状態で30分間も高速道路上で三車線をまたぐような蛇行運転をしたために、それを目撃していた11人ものドライバーから『危ない車がいるので、何とかならないか』という、通報をされました（略）」

アルコール依存症と常習飲酒運転についての研究が進むアメリカでは、アルコール対応が交通安全施策の重要な柱とされており、日本でも厳罰化だけでは飲酒運転の抑止効果が十分ではないことを専門家は危惧してきた。

日本では、2001年に丸山ら⁴⁾によって、2004年に長ら⁵⁾によってアルコール依存症者を対象に飲酒運転に対する意識調査が行われたが、いずれも厳罰化だけでは飲酒運転の抑止が不十分であるとし、医療の必要性を述べている。

2006年8月25日に福岡市職員が引きおこした飲酒運転事故後の加熱する飲酒運転防止のマスコミ報道、さらなる厳罰化の世論形成がされる中、同年10月26日に、日本アルコール問題協議会、アルコール関連問題学会⁶⁾が連名で、安倍晋三総理大臣、漆間巖警察庁長官、長瀬甚遠法務大臣、柳澤伯夫厚生労働大臣あてに、「飲酒運転の背景にある『飲酒問題』への介入」に関する要望書が提出された。

要望事項は、

- 1) 日本での飲酒運転検挙者・受刑者の飲酒運転についての調査
 - 2) 米国等の飲酒運転検挙者に対する「飲酒問題アセスメント」「予防教育」「強制治療」の視察・調査
 - 3) 上記施策の日本への導入を検討する専門委員会の設置
- の三項目であった。

翌2007年、中山ら⁷⁾が、神奈川県警察と共同で、運転免許処分講習受講者を対象に調査を行い、飲酒運転で検挙されたことのある男性の3人に1人以上がアルコール依存症の疑いがあることを報告し、厳罰化が進む一方の飲酒運転対策に医療の視点が入る契機となった。

3. 国の動向

2006年8月25日の福岡市職員飲酒運転事故後、9月15日に中央交通安全対策会議交通対策本部（本部長：内閣府特命担当大臣：関係事務次官等）において「飲酒運転の根絶について」を決定し、飲酒運転に対する国民の意識改革を進め、その根絶を図ることとした。その措置の一貫として、アルコール依存症者の飲酒運転の抑止策を効果的に実施することを目的に、2007年4月26日、交通対策本部長が定める「常習飲酒運転者対策推進会議」が設置され、6月29日「当面の常習飲酒運転者対策について」を決定し、政府として初めて常習飲酒運転者に焦点をあてることになった。

7月10日に交通対策本部において「飲酒運転の根絶に向けた取り組みの強化について」が決定され、飲酒運転をした運転者およびその周辺者への啓発、指導の強化、飲食店等に対し、飲酒運転のおそれがあるものに対して酒類の提供、飲酒を勧めないことなどの措置を講ずるよう、国、地方公共団体に求めた。

7月17日に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部・障害保健課から、地方自治体にアルコールが身体に及ぼす影響についての広報、啓発、保健所、精神保健福祉センターにアルコール依存症に関する相談の周知をするよう、通知「精神保健福祉センター等における『常習飲酒運転対策』について（依頼）」が出された。

12月26日、常習飲酒者対策推進会議で常習飲酒運転の背景にある常習飲酒者、多量飲酒者、アルコール依存症者に対する適切な対応をするべく、「常習飲酒運転者対策の推進について」が決定され、関係省庁、関係団体の連携により、以下の取り組みが実施されることになった。

- ① アルコールの影響や専門相談機関等の周知
- ② 様々な機会をとらえた飲酒運転是正のための働きかけ
- ③ 飲酒運転免許処分者講習充実及び常習飲酒運転者の早期把握等
- ④ 飲酒運転に関連する交通事犯受刑者及び保護観察対象者の処遇等の充実
- ⑤ 飲酒行動是正のための事業者に対する働きかけ
- ⑥ 自動車運送業者等に対するはたらきかけ

⑦ アルコール・インターロック装置の活用方策についての検討

⑧ 各種調査の実施

各種調査には、飲酒運転違反者に対し、刑罰だけでなく教育・治療プログラムへの参加義務づけを行っている DUI (Driving Under the Influence) コート等の海外における常習飲酒者対策の事例及び実態調査が含まれており、今後、飲酒運転再発防止に治療を重視した施策が取り入れられる可能性が示唆されている。

(1) 各省庁による飲酒運転防止の取り組み

内閣府が2009年12月1日付けでまとめた飲酒運転対策に関する関係省庁施策調査結果を元に、各省庁の飲酒運転防止の取り組みについて概観する。なお、各省庁では職員への周知、人事院の「懲戒処分の指針」に基づいた処分などをおこなっているが、国民向けの飲酒運転防止対策に限ることにする。

1) 「常習飲酒運転者対策の推進について」を踏まえ、飲酒運転を根絶する観点からの取り組み

- ①内閣府：2007年に厚生労働省の協力を得て、アルコール専門相談機関、専門医療機関の都道府県別リストを作成し、都道府県に配布。2008年には酒造業者に適正飲酒の積極的な広報の要請、損害保険業界団体に飲酒運転については本人の怪我や車の損害は保険の対象にならないこと等の周知を行うように要請している。また、2008年から2009年にかけて常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究を行っている。
- ②警察庁：2007年に免許停止処分講習における飲酒運転違反者を集めて行う飲酒学級の拡充、充実に努めるとともに、2008年からアルコール依存症の専門相談機関等の情報提供、飲酒学級などを活用してアルコール依存症についての正しい知識の普及を開始している。また、常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究を2008年から2009年にかけて行っている。
- ③法務省：2008年から刑事施設における飲酒運転事犯者に対し、アルコール依存症の自助グループによるグループワークの実施拡大や飲酒問題に対応した新たな処遇プログラムの開発、実施を図っている。また、飲酒運転事犯者に対する飲酒運転防止のための指導教材を作成し、保護監察官らによる指導監督強化などにより、飲酒運転事犯者の同種再犯の防止を図っているところである。
- ④厚生労働省：「アルコールの影響と適度な飲酒について」の資料を、都道府県、政令市、特別区、関係団体等に対し配布している。
- ⑤国土交通省：2007年に学識経験者、メーカー、関係省庁からなる検討会を設置し、アルコール・インターロック装置が満たすべき技術的要件を規定した技術指針（案）等を取りまとめている。

2) 「常習飲酒運転者対策の推進について」によらない、飲酒運転根絶の観点からの取り組み

- ①内閣府：2006年からシンポジウムなどを通して、飲酒運転根絶の普及啓発を行っている。また、2007年以後の全国交通安全運動では、飲酒運転の根絶に向けた交通安全意識の向上に取り組んでいる。
- ②警察庁：2006年から酒類の製造・販売業者、酒類提供飲食店等の関係団体に対し、警察庁交通局長名で、飲酒運転防止の協力を要請する文章を発出し、「ハンドルキーパー運動」の普及

など飲酒運転を許さない社会環境づくりに努めている。

また、2008年より飲酒運転の取り締りの強化に向けて、都道府県警察を指導し、酒酔い運転を理由とした免許の拒否等された場合の欠格期間の上限が5年から10年に引き上げられるなど、行政処分の強化を2009年6月1日に行った。

- ③国税庁：ホームページやポスターにより、飲酒運転の根絶、未成年飲酒防止対策の推進に努めている。また、酒類業組合等に飲酒運転の根絶に向けた周知・啓発の依頼を行っている。
- ④経済産業省：日本経済団体連合会外4団体、酒類を販売する日本チェーンストア協会外11団体に対して「飲酒運転根絶に向けた協力依頼」の通知を発出している。
- ⑤国土交通省：2006年から12月10日～1月10日の間の「年末年始の輸送等に関する安全総点検」において「飲酒運転を防止するための体制整備状況」を設定し、輸送機関等に適切な点検を行うよう指導するほか、期間内に国土交通省職員による現地確認を実施することとしている。2007年3月には、飲酒運転が絶対に許されない公共機関での飲酒運転根絶を目的に「飲酒運転根絶を考えるシンポジウム～公共交通機関ができること～」を開催した。そのほか、アルコール検知器の実態調査、飲酒運転根絶に向けた公共機関等の活用促進策などの調査研究、「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」の策定などを行っている。

4. 都道府県、政令指定都市の取り組み

平成21年4月にアルコール関連3学会合同飲酒運転対策プロジェクトが、内閣府に地方自治体の飲酒運転対策及び問題飲酒対策等についての取り組みを把握する調査協力を依頼した。内閣府は同年5月に各都道府県・政令指定都市交通安全対策主管課（室）長あてに平成18年以後の飲酒運転対策を把握するための調査用紙（参考資料）を配布し、調査を行った。その際、教育委員会、警察本部での取り組みについても把握するため、調査用紙の回送を依頼した。その結果、47都道府県のうち高知県を除く46都道府県（うち知事部局43、警察本部31、教育委員会25）から、18政令指定都市のうちさいたま市、名古屋市を除く16政令指定都市（うち市長部局16、教育委員会1）から回答を得た。

(1) 自治体における飲酒運転対策

参考資料の「飲酒運転対策の概要について」の質問項目、

- A1. 市民・学生向けにキャンペーン等の実施（呼びかけ、イベント、シンポジウム等）
- A2. 市民・学生向けに講習等を実施
- A3. 市民・学生向けに電話相談等の個別対応を実施
- A4. 職員向けに飲酒運転を行った者に対する懲戒処分（実績があれば別紙2記載）
- A5. 職員向けにキャンペーン等の実施（呼びかけ、イベント、シンポジウム等）
- A6. 職員向けに講習等を実施
- A7. 職員向けに個別指導・電話相談等の個別対応を実施
- A8. 運送事業者や社用車を多く使用する事業者への周知徹底
- A9. 飲食店等へ、運転者への酒類提供をしてはならないこと等の周知徹底
- A10. 飲酒運転を防ぐための環境作り（公共交通の整備、タクシー代行の利用奨励等）
- A11. その他特徴的な取組み（アルコール関連問題と結びつけて実施した事例など）
- A12. 特に実施していない

について、都道府県の知事部局、教育委員会、警察本部ごとの集計を行った（表2）。集計に当

たって、例えばA1を平成18年以後、知事部局で一度でも実施している場合、知事部局で実施とカウントした。

その結果、回答のあったすべての都道府県で飲酒運転予防の何らかの取り組みがなされていた。回答のあった知事部局では「A1.市民・学生向けにキャンペーン等の実施」が90.7%と最も多く、「A9.飲食店等へ、運転者への酒類提供をしてはならないこと等の周知徹底」81.4%、「A6.職員向けに講習等を実施」、「A8.運送事業者や社用車を多く使用する事業者への周知徹底」44.2%などが取り組まれていた。

教育委員会では「A5.職員向けにキャンペーン等の実施」が72.0%と最も多く、「A6.職員向けに講習等を実施」60.0%、「A4.職員向けに飲酒運転を行った者に対する懲戒処分」24.0%など主に職員に対する施策が多くなっていた。

警察本部では、「A9.飲食店等へ、運転者への酒類提供をしてはならないこと等の周知徹底」が96.8%と最も多く、「A1.市民・学生向けにキャンペーン等の実施」93.5%、「A8.運転事業者や社用車を多く使用する事業者への周知徹底」74.2%、「A2.市民・学生向けに講習等を実施」64.5%、「A10.飲酒運転を防ぐための環境作り」51.6%などとなっていた。

回答のあった16政令指定都市の市長部局では、「A1.市民・学生向けにキャンペーン等の実施」が81.3%と最も多く、「A9.飲食店等へ、運転者への酒類提供をしてはならないこと等の周知徹底」75.0%、「A5.職員向けにキャンペーン等の実施」50.0%などが行われていた。

政令指定都市の1教育委員会は「A11.その他特徴的な取組み」を実施していると回答があったが、全職員に飲酒運転をした際に、原則懲戒免職にするとといった内容の通知を、夏休み、冬休み前に全職員に通達文を送付したというものであった。

表1 関係省庁の施策について

1. 「常習飲酒運転者対策の推進について」を踏まえ、飲酒運転を根絶する観点から取り組んでいるもの

府省庁	取組名	取組概要（実施目的、概要等）
内閣府	① 専門相談機関、専門医療機関の周知	平成19年4月24日、厚生労働省の協力を得て、アルコールに関する専門相談機関、専門医療機関の都道府県別リストを作成し、都道府県に対して配付した。また、内閣府ホームページに掲載した。
	② ホームページを活用したアルコールが身体に及ぼす影響等についての広報啓発	平成20年4月、内閣府ホームページにおいて、厚生労働省等の協力を得て、アルコールが身体に及ぼす影響等に関する同省ホームページへのリンクにより、広報啓発を実施した。
	③ 酒類業組合等に対する要請	平成20年4月、酒造業界に対し、「飲酒運転の根絶に向けた取組の要請について」と題する文書により、適正飲酒の積極的な広報の実施について要請した。
	④ 損害保険業界団体に対する要請	平成20年4月、損害保険業界団体に対し、「飲酒運転の根絶に向けた取組の要請について」と題する文書により、飲酒運転については本人の怪我や車の損害は保険の対象とならないものがあること等についての周知を図るよう要請した。

	⑤常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究及び海外における常習飲酒運転者対策の事例の調査	平成20年度から21年度にかけて、今後の常習飲酒運転者対策のあり方の検討に活用することを目的として、常習飲酒運転者の実態把握、常習飲酒運転者対策についての課題の抽出及び対策の検討及び既に総合的な取組を進めている諸外国の例を参考とした総合的な常習飲酒運転者対策のあり方等についての検討を行う。 平成20年度の「常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究」において、関係団体の協力を得て、海外における常習飲酒運転者対策の事例を調査した。
警察庁	①アルコール依存症の専門相談機関等の情報提供 ②アルコール依存症に関する正しい知識の普及・啓発 ③飲酒学級の講習内容の充実 ④常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究	平成20年1月からアルコール依存症について相談を行っている全国の子精神保健福祉センター及び保健所、アルコール依存症専門治療施設、アルコール依存症者受入可能社会復帰施設のリストの提供を厚生労働省から受け、各都道府県警察に送付するとともに、飲酒学級や適性相談の機会に飲酒行動の是正についての相談があった場合に当該機関を教示したり、各種安全運動等の機会に当該機関を紹介することなど、その有効な活用を各都道府県警察に指示している。 平成20年4月から、処分者講習等において、アルコール依存症の危険性に関する教育に努めている。また、アルコール依存症に関する知識の普及・啓発用リーフレット「あなたの飲み方は大丈夫ですか？あなたとあなたの家族を守るために」の提供を厚生労働省から受け、各都道府県警察に送付するとともに、飲酒学級や適性相談の機会をとらえ、受講者や相談者に本人の疾患の自覚と専門医療機関への受診を促すための参考としたり、各種安全運動等の機会に配布するなど、その有効な活用を各都道府県警察に指示している。 停止処分者講習において飲酒運転違反者を集めて行う飲酒学級の拡充に努めるとともに、飲酒運転防止のため飲酒学級等における講習内容の充実を図った。 常習飲酒運転者対策を強化するため、処分者講習の受講者に対し、アンケートや面接による実態調査を実施し、講習効果の検証と内容の改善に向けた検討を行うことを目的に平成20年度から2か年の予定で「常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する研究」を実施している。
法務省	①飲酒運転事犯受刑者に対する処遇の充実及び飲酒運転事犯者に対する保護観察の実施	平成20年度より交通事故受刑者に対する処遇の充実を目的として、刑事施設においては、交通事故者のうち、特に飲酒運転事犯者に対し、アルコール問題に取り組む自助グループによるグループワークの実施拡大や飲酒問題に対応した新たな処遇プログラムの開発・実施を図った。 また、飲酒運転事犯者に対する飲酒運転防止のための指導教材を作成し、保護観察官等による指導監督を強化するなどして、飲酒運転事犯者の同種再犯を防止している。
厚生労働省	①「節度ある適度な飲酒」のあり方等についての普及・啓発	アルコール対策に資するため厚生労働科学研究（※）を踏まえて作成された「アルコールの影響と適度な飲酒について」の資料を都道府県、政令市、特別区、関係団体等に対し配布。 ※平成19年度厚生労働科学研究「我が国における飲酒の実態ならびに飲酒に関連する生活習慣病、公衆衛生上の諸問題とその対策に関する総合的研究」主任研究者 石井裕正（慶應大学医学部名誉教授）
国土交通省	①アルコール・インターロック装置に関する技術課題検討のための調査	平成19年1月に学識経験者、メーカー、関係省庁等からなる検討会を設置し、平成19年末アルコール・インターロック装置が満たすべき技術的要件を規定した技術指針（案）等を取りまとめた。

2. 「常習飲酒運転者対策の推進について」によらないものであって、飲酒運転を根絶する観点から取り組んでいるもの

府省庁	取組名	取組概要（実施目的、概要等）
内閣府	①交通安全シンポジウム「なくそう！飲酒運転」の実施 ②第27回交通安全シンポジウム「「飲酒運転の根絶を目指して」—家庭・職場・地域の果たす役割—」の実施 ③全国交通安全運動	平成18年12月19日、関係機関・団体の連携、協力の下、飲酒運転被害者による基調講演や専門家によるパネルディスカッションを通じ、地域、職域等における飲酒運転の根絶に向けた取組の推進と気運の醸成を図り、もって、飲酒運転に対する国民の意識改革を促進することを目的として開催した。また、同シンポジウムのポスターを内閣府ホームページに掲載した。 平成19年11月14日、学識経験者等の専門家による研究発表、討議等を通じて、交通事故防止のための有効適切な提言を得るとともに、国民の交通安全意識の高揚を図ることを目的として、飲酒運転の根絶をテーマとするシンポジウムを開催した。 シンポジウムに合わせ、栃木県と共同で、アルコールが心身に及ぼす影響や相談先を掲載したパンフレットを作成し、県内の関係先で配付した。また、内閣府ホームページに掲載した。 広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、春及び秋に「全国交通安全運動」を実施しているが、平成19年以降、全国重点に飲酒運転の根絶を掲げ、飲酒運転の根絶にむけた交通安全意識の向上に取り組んでいる。
警察庁	①全国一斉飲酒運転根絶キャンペーン ②警察庁ホームページによる広報啓発 ③飲酒運転根絶チラシによる広報啓発 ④飲酒運転を許さない社会環境づくり	平成20年10月に「飲酒運転は絶対にしない、させない」という国民の規範意識の更なる確立を図るべく、「飲酒運転根絶シンポジウム」を開催し、飲食店や交通関係業界等の取組を紹介するとともに、今後における飲酒運転対策や常習飲酒運転者対策などを検討したほか、「全国一斉飲酒運転根絶キャンペーン」を展開し、ポスター、チラシや各種メディアを活用した広報啓発、飲酒運転の危険性に関する実証実験等を収録した安全教育用DVDを活用した交通安全教育、全国一斉飲酒運転取締り等を集中的かつ効果的に推進した。 飲酒運転の根絶を図るため、警察庁ホームページにおいて、アルコールが身体に及ぼす影響、改正道路交通法の概要（飲酒運転に対する厳罰化等）、飲酒運転による交通事故発生状況等に関する情報を掲載し、広報啓発を行っている。 平成21年6月に施行された改正道路交通法等により、飲酒運転等悪質・危険運転者に対する行政処分が大幅に強化されたことから、改正概要や飲酒運転の危険性、ハンドルキーパー運動の推進等を記載した飲酒運転根絶チラシを作成し、国民に広く配布することで周知徹底を図った。 平成18年より、酒類の製造・販売業者、酒類提供飲食店等の関係団体に対し、警察庁交通局長名で、飲酒運転防止の協力を要請する文書を発出したほか、(財)全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」（自動車によりグループで酒類提供飲食店に来たときには、その飲食店の協力を得て、グループ内で酒を飲まず、ほかの者を安全に自宅まで送る者（ハンドルキーパー）を決め、飲酒運転を根絶しようという運動）の普及に協力するなど、飲酒運転を許さない社会環境づくりに取り組んでいる。

	⑤「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」の策定 ⑥飲酒運転取締りの強化 ⑦行政処分の強化	平成20年に飲酒運転根絶の受け皿としての「安全で良質な運転代行サービス」の利用環境改善のために警察庁及び国土交通省が講ずる具体的な方策をとりまとめた。 また、国家公安委員会規則及び国土交通省令の改正、都道府県警察及び運輸支局等に対する通達の発出等により、プログラムに盛り込まれた施策を実施している。 警察庁では、飲酒運転の取締りや飲酒運転の周辺者の捜査を推進するよう都道府県警察を指導している。 都道府県警察では、夜間における取締体制を確保し、飲酒運転に係る取締り結果や交通事故発生状況を的確に分析の上、飲酒運転が常態的に見られる時間・場所等を考慮して取締りの強化を図っている。 また、飲酒運転を検挙した際は、運転者に対する捜査のみならず、車両等の使用者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、車両等提供、酒類提供及び要求・依頼しての同乗に対する罰則規定の適用や教唆・帮助行為の捜査を的確に推進している。 平成21年6月1日、改正道路交通法により、酒酔い運転を理由として免許を拒否等された場合の欠格期間の上限が5年から10年に引き上げられた。また、酒気帯び運転の法定刑が引き上げられたことなどを踏まえ、道路交通法施行令が改正され、酒気帯び運転等の基礎点数を引き上げられた。これらにより、飲酒運転をした者に対する行政処分を強化した。
国税庁	①国税庁ホームページによる周知・啓発 ②広報ポスターによる周知・啓発 ③所管する酒類業組合等への周知・啓発依頼	飲酒運転の根絶に向けた周知・啓発のため、国税庁ホームページに情報を掲載している。 「未成年飲酒防止対策」の推進に向けた周知・啓発のためのポスターに、飲酒運転禁止の旨を併せて記載している。 酒類業組合等に対し、飲酒運転の根絶に向けた周知・啓発について依頼している。
経済産業省	①関係団体に対する文書による協力依頼	・日本経済団体連合会外4団体に対して、「飲酒運転根絶に向けた協力依頼」（平成18年9月22日付 経済産業大臣通知）を発出した。 ・酒類を販売する日本チェーンストア協会外11団体に対して、「飲酒運転根絶に向けた協力依頼」（平成18年9月27日付 大臣官房商務流通審議官通知）を発出した。
国土交通省	①「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施 ②全国交通安全運動の実施	「年末年始の輸送等に関する安全総点検」における重点点検事項の一つとして「飲酒運転を防止するための体制整備状況」を設定し、各地方運輸局等を通じて、輸送機関等における適切な点検を行うよう指導するとともに、期間内に可能な範囲で国土交通省職員による現地確認を実施している。また、同ポスターを12,000枚作成し、輸送機関等に配布している。 毎年、全国交通安全運動推進要綱の全国重点を踏まえた国土交通省実施計画を毎回策定し、「飲酒運転の根絶」に向けた取組を推進している。 特に事業者用自動車の安全運行の確保のため、酒気帯び運転の根絶を目指し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器の普及促進を行い、アルコール検知器の適正な使用など厳正な点呼の実施を徹底している。

③飲酒運転根絶を 考えるシンポジウ ム～公共交通機関 ができること～の 開催	平成19年3月26日、海外の飲酒運転に対する先進的な取り組みの紹介を踏 まえ、公共交通機関、飲食業、駐車場業等と連携して、地域ぐるみで飲酒 運転をさせないための取り組みを行っている事例を紹介し、議論を深める ことにより、飲酒運転の根絶に向けた取り組みを促すことを目的として、 標記シンポジウムを国土交通省と（独）自動車事故対策機構の共催により 開催した。
④アルコール検知 器の実態調査の実 施	飲酒運転の根絶に向けた取り組みの1つの手段であるアルコール検知器の 使用等について、公共交通事業者（バス、タクシー、トラック等）の営業 所等へのアルコール検知器設置や始業点呼等における使用実態について調 査を実施した。
⑤飲酒運転根絶に 向けた公共交通等 の活用促進策に関 する事例集等の作 成	夜間飲酒客による公共交通等の活用促進を図るため、地域での取組の事例 等を把握し、他の地域での取組の立案検討の参考に資するよう事例集等を 作成した。 公共交通機関の利用状況や飲食店の意識調査等により実態を把握し、地域 において飲酒運転をさせないための取組を行っている事例を取りまとめ、 分析を行った。
⑥飲酒運転根絶に 向けた公共交通活 用策に関する調査 研究の実施	飲酒運転根絶に向け、全国での応用が可能な「飲酒運転の根絶に向けた公 共交通機関等の活用促進モデル」を構築し、普及を図る。 そのため具体的に、特定地域を対象として、飲酒運転根絶や公共交通機関 活用を主眼においたニーズ調査等を行い、地域に適合したプランを探り、 当該プランの社会実験実施へのアドバイス、結果分析及び評価等を行う。
⑦自動車運送事業 者等に対する働き かけ	ア、自動車運送事業者団体等に対し、アルコール検知器の普及及びその適 切な活用について指導した。 イ、自動車運送事業者団体等に対し、各団体等において作成している飲酒 運転防止マニュアルの適宜適切な見直し及び実施の徹底を図るとともに、 アルコール検知器の普及及びその適切な活用について指導した。
⑧「事業用自動車 総合安全プラン 2009」の策定	事業用自動車の飲酒運転ゼロの目標を設定した。 【実施施策】 自動車運送事業の行政処分基準の改正。
⑨「運転代行サー ビスの利用環境改 善プログラム」の 策定	飲酒運転根絶の受け皿としての「安全で良質な運転代行サービス」の利用 環境改善のために警察庁及び国土交通省が講ずる具体的な方策を取りまと めた。 また、国家公安委員会規則及び国土交通省令の改正、都道府県警察及び運 輸支局等に対する通達の発出等により、プログラムに盛り込まれた施策を 実施している。
⑩飲酒運転防止対 策に係る調査・検 討	メーカーでは、呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置以外の煩 わしさの少ない飲酒運転防止技術を開発しているところであり、新たな飲 酒運転防止技術の実用化のための検討を行う。

(出典 内閣府調べ)

表2 都道府県，政令市の飲酒運転予防の取り組み（重複回答あり）

施策項目	都道府県			政令指定市	
	知事部局 N=43	教育委員会 N=25	警察本部 N=31	市長部局 N=16	教育委員会 N=1
A1.市民・学生向けにキャンペーン等の実施	39 (90.7%)	0 (0.0%)	29 (93.5%)	13 (81.3%)	0 (0.0%)
A2.市民・学生向けに講習等を実施	12 (27.9%)	0 (0.0%)	20 (64.5%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
A3.市民・学生向けに電話相談等の個別対応を実施	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
A4.職員向けに飲酒運転を行った者に対する懲戒処分	7 (16.3%)	6 (24.0%)	3 (9.7%)	3 (18.8%)	0 (0.0%)
A5.職員向けにキャンペーン等の実施	17 (39.5%)	18 (72.0%)	4 (12.9%)	8 (50.0%)	0 (0.0%)
A6.職員向けに講習等を実施	19 (44.2%)	15 (60.0%)	9 (29.0%)	4 (25.0%)	0 (0.0%)
A7.職員向けに個別指導・電話相談等の個別対応を実施	2 (4.7%)	1 (4.0%)	5 (16.1%)	4 (25.0%)	0 (0.0%)
A8.運送事業者や社用車を多く使用する事業者への周知徹底	19 (44.2%)	0 (0.0%)	23 (74.2%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
A9.飲食店等へ，運転者への酒類提供をしてはならないこと等の周知徹底	35 (81.4%)	0 (0.0%)	30 (96.8%)	12 (75.0%)	0 (0.0%)
A10.飲酒運転を防ぐための環境作り	6 (14.0%)	1 (4.0%)	16 (51.6%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
A11.その他特徴的な取組み	11 (25.6%)	4 (16.0%)	15 (48.4%)	5 (31.3%)	1 (100.0%)

(出典 内閣府調べによる)

(2) アルコール関連問題対策を含めた飲酒運転防止施策

参考資料の調査用紙「問題飲酒対策の概要について」のB10アルコール関連問題対策が中心であるが飲酒運転防止も目的に含む施策を実施，と回答のあった自治体の施策の中を表3にまとめた。

都道府県では埼玉県，長野県，岐阜県，三重県，大阪府，和歌山県，鳥取県，佐賀県，長崎県，沖縄県の10府県，政令指定都市では仙台市，大阪市，堺市，福岡市の4市で取り組みがなされていた。飲酒運転防止を，アルコール関連問題対策の視点ではとらえている自治体はまだ少ないことが窺われる。施策としてはアルコール関連問題と飲酒運転についての市民向け及び職員向け研修会が主であったが，飲酒運転に潜むアルコール依存症を啓発する冊子を警察本部と連携しながら，酒酔い運転検挙者などに手渡す大阪府，大阪市，堺市の試み，取り消し処分講習の中で，アルコール依存症の理解を進める岐阜県警察本部の試みがあった。

表3 自治体のアルコール関連問題対策を含めた飲酒運転防止施策

都道府県	部署	施策概要（概要，規模等）
埼玉県	埼玉県民生活部 防犯・交通安全課	平成20年度から職場会議等による周知徹底，出納総務課でアルコール検知器を導入し，公用車等の安全運転の徹底を図った。
長野県	長野県警察本部	飲酒運転にはアルコール依存症が深く関連していることから，平成20年度，県保健福祉センター主催の「アルコール依存症と飲酒運転問題を考える嗜癖（アディクション）問題研修会」に参加し，講演を実施。
岐阜県	健康福祉部 精神保健福祉センター	アルコール依存症への適切な介入について学び，『否認の病』といわれるアルコール依存症の早期発見・早期治療を進めることを目的に，警察関係者（自動車学校の違反者講習担当者を含む），行政関係者，アルコール関係団体関係者，病院関係者を対象に平成20年度研修会を実施。
	岐阜県警察本部 交通企画課	○取消処分者講習申込者の中から，飲酒がらみの対象者を集めて飲酒学級を実施した。 ○参加者に飲酒運転体験ゴーグルを使用した参加・体験型交通安全教育を実施した。 ○講習において，飲酒運転を中心とした講義・飲酒運転関係のDVDを使用して，飲酒関連に重点を置いた講義を実施した。 ○問題飲酒，アルコール依存症等のパワーポイントを作成し，講義に活用した。
三重県	総務部 福利厚生課	平成19年度に安全衛生管理責任者研修で「アルコール関連問題の理解と対応のポイント」と題して飲酒運転を中心に講演会を開催した。
	こころの健康センター 技術指導課	○独立行政法人労働者健康福祉機構 三重産業保健推進センターとの共同でアルコール問題についての啓発を目的とするパンフレットを作成，および関係機関に配布。 ・産業保健スタッフ向けパンフレット（1冊） ・従業員とともに読むパンフレット（2冊） 合計3冊 ○関係者への研修会及びパンフレットの活用法について「地域・職域メンタルヘルスの実践～アルコール問題などに悩む方を支える～」 講師：猪野亜朗先生・三重断酒新生会家族会員 受講者：県・市町の保健福祉部門・健康管理部門職員，相談支援事業所職員等
大阪府	健康医療部 保健医療室 地域保健感染症課 精神保健グループ	○飲酒運転の背景に潜んでいるアルコール依存症等の予防と早期発見，早期治療，飲酒運転防止のために，府民啓発のシンポジウムを開催した。 ○大阪市・堺市・大阪府警察本部並びに関係機関と連携し，飲酒運転違反者等を対象にアルコール依存症についての正しい知識の普及啓発を図り，飲酒運転を防止するための啓発冊子を作成し，警察署や運転免許試験場，保健所等で飲酒運転違反者，一般府民に配布した。（2万4千冊，HP掲載 http://kokoro-osaka.jp/dl/download.html） 飲酒運転の背景に潜んでいるアルコール依存症等の予防と早期発見，早期治療，飲酒運転防止のため，大阪府警察本部の協力を得て啓発パネルを作成した。 ○府各保健所において府民を対象に，アルコール依存症の予防・治療に関する相談を含むこころの健康についての相談事業を実施している。 ○久里浜アルコール症センター実施の，運転免許取消処分者講習受講者を対象とした「飲酒と運転に関する調査」について，大阪府警察本部の協力を得て実施した。

	大阪府警察 交 通 部 交 通総務課	飲酒運転による交通事故が大きな社会問題となっていることを踏まえ、アルコール依存症等の予防と早期発見、早期治療、それによる飲酒運転の防止とその交通事故の減少等を目的とし、府民啓発のためのシンポジウムが開催され、大阪府警察から講師1名を派遣し飲酒運転根絶に向けた取組について説明を行った。
和歌山県	環境生活部 県民局 県民生活課	(社)全日本断酒連盟の協力を得て、大阪府堺市断酒連合会会長を講師に招き、「アルコール依存症と飲酒運転」と題して、講習会を実施
鳥取県	生活環境部 くらしの安 心局くらし の安心推進 課	アルコール関連問題に関わる保健、医療、福祉の各機関、職域保健関係者の内、県東部の機関を対象とし、それぞれが相互理解を深めネットワークを構築することを目的とする研究会。
	経営支援本 部職員課	各所属にて認定している「各職場の心の健康づくり推進員」を対象にした①～③の講演による研修会を実施 ①演題：取締りの現場から見てきた飲酒運転の実態 ②演題：酒は百薬の長？飲酒が及ぼす心身への影響 ③演題：各職場における取組のために
佐賀県	精神保健福 祉センター	県職員及びバストラック協会を対象に、飲酒運転対策と、アルコールに関わる体への影響と適正飲酒について研修会を実施
長崎県	福祉保健部 障害福祉課	基調講演「再発する飲酒運転事故の背景と対策」 パネルディスカッション「アルコール関連問題と飲酒運転」体験発表
沖縄県	沖縄県警察 本部交通部 交通企画課	運転免許の取消（停止）処分者講習時に「飲酒運転と多量飲酒・アルコール依存症に関する調査」を実施、今後同調査結果に基づき常習飲酒運転者対策を講じる。
仙台市	交通局業務 課	懇談会を繰各営業所において、毎月1回の職場研修会や乗務員の集まる早朝などに、酒気帯び出勤根絶に向けた認識を深めるためのミニ職場懇談会を繰り返し実施している。
大阪市	こころの健 康センター	大阪府民、医療機関職員、施設職員等断酒会と協力して10日間シリーズのうち1日を担当し、研修の講師として参加（年1回100人）
堺市	健康部 健 康増進課・ 精神保健福 祉課	アルコール依存症について正しい知識を普及するためのリーフレット等を作成し、大阪府内の警察署等において、酒酔い運転及び酒気帯び運転の摘発時、飲酒運転違反者に対する運転免許の処分者講習時等に配布する。
福岡市	市民局生活 安全・危機 対策部	「アルコールと健康」をテーマに、アルコールが及ぼす健康被害や飲酒運転との関連について、専門の医師を招聘しての講演会を行った。

（出典 内閣府調べによる）

C. 今後の課題

2007年に常習飲酒運転者対策推進会議にて決定された「常習飲酒運転対策の推進について」の8項目を、今後、関係省庁、関係団体が連携しながら進めていくことが、有効な常習飲酒運転者対策に繋がると考える。とりわけ飲酒運転の背景にあるアルコール依存症者の多くは未治療者と推測され、専門医療を提供するシステムを構築する必要がある。緒に就いたばかりの飲酒運転抑止の研究から有効な施策が国、自治体で展開されることを期待したい。

文献

- 1) 人事院：懲戒処分の指針。
<http://www.jinji.go.jp/kisya/0503/tyoukai.pdf>. 2009年9月2日アクセス
- 2) 朝日新聞：飲酒運転の社員「解雇も」42%主要100社調査。
<http://www.kik-izoku.com/rinji-news/minkankitei3.pdf>. 2009年9月2日アクセス
- 3) ASK:被害者・遺族の手記と活動。
http://www.ask.or.jp/ddd_inoue.html 2009年9月2日アクセス
- 4) 丸山 豊, 小畑文也：アルコール依存症患者の飲酒運転に対する意識—自助グループメンバーを中心とした遡及的研究—。心身障害学研究。27。173－181, 2003.
- 5) 長 徹二, 林 竜也, 猪野亜朗, 原田雅典, 平野建二, 清水新二, 長内清行, 鳥塚通弘, 根来秀樹, 岸本年史：関西アルコール関連問題学会飲酒運転調査委員会：飲酒運転実態調査。精神医学, 48(8): 859-867, 2006.
- 6) 日本アルコール問題協議会, 日本アルコール関連問題学会：「飲酒運転の背景にある『飲酒問題』への介入」, <http://www.ask.or.jp/ask061026.html>. 2009年9月1日アクセス
- 7) 中山寿一, 樋口 進：神奈川県警察本部交通部交通総務課：飲酒と運転に関する調査: 久里浜アルコール症センターと神奈川県警察との共同研究。
http://www.kurihama-alcoholism-center.jp/files/report_0808.pdf. 2009年9月1日アクセス

参考資料

飲酒運転対策の概要について

回答者
連絡先

平成18年以降の飲酒運転対策への取り組みについて、以下の項目であてはまるものすべてにチェックをつけて頂くとともに、可能であれば、各項目の施策概要（概要，規模，実施時期等）を簡潔に記載してください。

- A1 ☐ 市民・学生向けにキャンペーン等の実施（呼びかけ，イベント，シンポジウム等）
- A2 ☐ 市民・学生向けに講習等を実施
- A3 ☐ 市民・学生向けに電話相談等の個別対応を実施
- A4 ☐ 職員向けに飲酒運転を行った者に対する懲戒処分（実績が有れば別紙2記載）
- A5 ☐ 職員向けにキャンペーン等の実施（呼びかけ，イベント，シンポジウム等）
- A6 ☐ 職員向けに講習等を実施
- A7 ☐ 職員向けに個別指導・電話相談等の個別対応を実施
- A8 ☐ 運送事業者や社用車を多く使用する事業者への周知徹底
- A9 ☐ 飲食店等へ，運転者への酒類提供をしてはならないこと等の周知徹底
- A10 ☐ 飲酒運転を防ぐための環境作り（公共交通の整備，タクシー代行の利用奨励等）
- A11 ☐ その他特徴的な取組み（アルコール関連問題と結びつけて実施した事例など）
- A12 ☐ 特に実施していない

施策選択肢	施策名	施策概要（概要，規模等）	実施時期

枚数に制限はありませんので，適宜行数を増やしてお使い下さい。

問題飲酒対策の概要について

回答者
連絡先

平成18年以降の問題飲酒対策（依存症，多量飲酒，健康増進（生活習慣病など），適正飲酒等）への取り組みについて，以下の項目であてはまるものすべてにチェックをつけて頂くとともに，可能であれば，各項目の施策概要（概要，規模，実施時期等）を簡潔に記載してください。

なお，職員に対するものか，一般の市民・学生に対するものかの違いがある場合には，わかるように記載頂ければと思います。

- B1 ☐ アルコール依存症の予防・治療するための啓発活動を実施
 B2 ☐ アルコール依存症の予防・治療するための講習・授業等を実施
 B3 ☐ アルコール依存症の予防・治療するための個別指導・相談を実施
 B4 ☐ 多量飲酒を抑制するための啓発活動を実施
 B5 ☐ 多量飲酒を抑制するための講習・授業等を実施
 B6 ☐ 多量飲酒を抑制するための個別指導・相談を実施
 B7 ☐ 健康増進の観点から適正飲酒を求める啓発活動を実施
 B8 ☐ 健康増進の観点から適正飲酒を求める講習・授業等を実施
 B9 ☐ 健康増進の観点から適正飲酒を求める個別指導・相談を実施
 B10 ☐ アルコール関連問題対策が中心であるが飲酒運転防止も目的に含む施策を実施
 B11 ☐ その他特徴的な問題飲酒対策を実施
 B12 ☐ 問題飲酒対策は健康増進の観点も含め特に実施していない

施策選択肢	施策名	施策概要（対象者，概要，規模等）	実施時期

枚数に制限はありませんので，適宜行数を増やしてお使い下さい。